平成２６年（フ）第８７３号
神奈川県藤沢市高倉691番地の６　エスポワール楓403
債務者　川崎　　隆
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１４３号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目41番20―109号
債務者　増田　正行
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１８４号
横浜市神奈川区浦島丘４番地14　１―506
債務者　佐々木里子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０９号
東京都町田市木曽東２丁目７番２―205号
債務者　藤丸美江子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１３号
川崎市幸区鹿島田３丁目19番24―107号　コーポ日ノ出、前住所横浜市鶴見区栄町通１丁目２番地４　コーポ八木203
債務者　海老原加意智
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
川崎市中原区下小田中６丁目31番40号　椿マンション202
債務者　齊藤　光代
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
川崎市川崎区浅田４丁目８番10―102号
債務者　清水真由美
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
川崎市幸区幸町２丁目698番地　幸町マンション103
債務者　米岡　香里
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
川崎市幸区小倉５丁目16番１―107号　市営住宅
債務者　石井　裕一
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
川崎市幸区小倉５丁目16番１―107号　市営住宅
債務者　石井奈美子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
川崎市多摩区菅城下５番１号　リバーハイツ103
債務者　横山　昭治
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
岡山市中区さくら住座６番13号
債務者　宮田恵美子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１７号
岡山市南区藤田668番地16　２
債務者　井上　美香（旧姓井元）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６号
島根県隠岐郡隠岐の島町東町風早45番地
債務者　渡辺美佐子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第７号
島根県隠岐郡隠岐の島町南方13番地
債務者　藤田　　昇
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
松江地方裁判所西郷支部破産係